

平成29年12月20日

保護者各位

福島県立塙工業高等学校長

冬季休業中の過ごし方について

寒冷の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、いよいよ冬休みです。例年この時期は、年末年始に係る行事等から交友範囲が拡大し、交通事故や問題行動等を起こす事例が多く見られます。未然に防止し、充実した期間となるよう保護者の皆様のご協力をお願い致します。下記の内容について学校でも十分に指導をしますが、ご家庭においてもご指導くださいますよう重ねてお願い致します。

記

1 冬季休業期間

平成29年12月21日（木）～平成30年1月14日（日） 25日間

平成30年1月15日（月）が3学期始業式となります。

2 生活および学習について

- (1) 冬季休業中は日頃の学校生活から離れ、規制されることが少なくなるため、学校生活以上に自主性が望まれます。自ら生活計画表を作成するなどして、規則正しい生活習慣の確立を期待します。
- (2) この休み期間を利用し、「学力の向上」「心身の鍛練」など、積極的な計画を立て実行できるよう期待します。また日頃、経験できないボランティア活動や地域の諸活動に積極的に参加し、社会の一員としての責任感や連帯感を身に付けられるよう配慮していただきたいと思えます。

3 問題行動の未然防止について

- (1) 外出する際は行き先と帰宅時間をはっきりと告げさせ、遅くても夜9時までには帰宅させてください。また、友人宅等への外泊は禁止となっています。
夜10時から朝5時までには外出させないでください。福島県青少年健全育成条例で規制されていますし、深夜徘徊で補導されることにもなってしまいます。
- (2) 子ども部屋が友人たちの「たまり場」になることで、問題行動（喫煙や飲酒等）が誘発されることもあります。子ども部屋や子どもの行動に目を配り、些細なことも見過ごさないよう監督・指導をお願いします。
- (3) 窃盗（万引きを含む）、暴力行為、性非行、薬物乱用等の問題行動などが決してないよう交友関係には特に注意を払ってください。
- (4) わいせつ・痴漢等の被害が増加しています。冬期間は、日没時間が早くなることから声かけ事案やわいせつ被害が懸念されるため、早めの帰宅をさせてください。もし危険な事態に遭遇した場合には、警察や学校に速やかに通報してください。
- (5) 遠隔地に交友関係を求めた家出が多く発生しています。家出の日数も長期化する傾向があるようです。要因の一つに、SNSによる不特定多数との接触が上げられます。もしもの時には、犯罪等に巻き込まれる危険性を考慮し、警察や学校に速やかに通報してください。

4 スマートフォン等によるインターネットを利用した非行・事故の防止について

- (1) SNSやコミュニティ等の利用に起因する犯罪、覚せい剤・大麻等の違法な物品の売買、掲示板・チャット・メール等による脅迫、名誉棄損等の行為など様々な事件、事故が発生しています。加害者になる場合もあるため、安易な行動から非行・事故に発展することのないよう注意を払ってください。
- (2) インターネットを介したトラブルも多いことから、使用状況や使用料金の把握をしてください。また、携帯会社のフィルタリングサービスの活用やウイルス対策をし、家庭のルール作りをしてください。

5 アルバイトについて

アルバイト承認願いを提出し、学校から許可証交付を受けなければアルバイトをしてはならない事になっております。基本的に、学校ではアルバイトを奨めておりませんが、経済的な理由等でどうしてもアルバイトをしなければならない場合には担任に相談してください。

- (1) アルバイトを認める条件
 - ①保護者が承諾し、責任を持って行わせるものであること。
 - ②就労時間は夜8時以降にならないこと。（夜9時には帰宅していること）
 - ③成績不振の科目（赤点）がないこと。
 - ④アルバイト先の事務所から受け入れ承諾があること。
- (2) 風紀上好ましくない場所、夜間の作業・危険な作業、事故に対する保障が明確でない仕事のアルバイトは禁止です。（労働基準法や風俗営業法）

6 交通事故の防止について

- (1) 例年この時期は、高校生のバイク・自動車運転による事故や同乗事故あるいは暴走行為等が多発する傾向が見られます。「4プラス1ない運動」の内容を十分理解していただき事故防止にご協力ください。
- (2) 高校生の自転車による事故が多発しています。加害者となる事故も発生していることから、危険な走行による事故の防止とともに、交通ルールやマナーについてご家庭でもご指導ください。
- (3) 青信号の横断歩道を横断中に事故被害に遭う事案が発生しています。イヤホンをつけたり、スマートフォンを見たりしながらの自転車運転や歩行は危険ですので、絶対にやらないようご指導ください。

『4プラス1ない運動』

高校生は

- ①免許を取らない
- ②車・バイクを持たない
- ③運転しない
- ④乗せてもらわない

保護者は

- ①子どもの要求に負けない

福島県自転車安全利用五則

- ①自転車は、原則車道を左側通行、歩道は例外
- ②歩道は歩行者優先で、車道寄りを走行
- ③信号遵守と一時停止・安全確認
- ④交通ルール・マナーを守る
- ⑤子どもはヘルメットを着用

※何かありましたら、速やかに学校へご連絡ください。 学校TEL 0247-43-2131